

令和8年6月12日

株主各位

新潟県新潟市中央区一番堀通町3番地10
株式会社 福田組
代表取締役社長 荒明 正紀

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、令和8年5月8日開催の当社取締役会において、令和8年7月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を令和8年6月30日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の定めに基づき、令和8年7月1日（水曜日）付をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を現行の20,000,000株から40,000,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、令和8年7月下旬にお届出のご住所にお送りする予定でございます。
- 令和8年7月1日(水曜日)付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- (1) 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部